

◎過失により工事を粗雑にしたと認められる下記業者について、2ヵ月、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社NIPPO
業者の住所：東京都中央区八重洲1-2-16
2. 指名停止措置期間：平成28年12月28日 ～ 平成29年2月27日
(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、当局発注の「平成26年度宮崎空港エプロン改良外1件工事」において、横方向収縮目地部にひび割れを誘発させる目的で設置する「ひび割れ促進剤（三角材）」を設置しなかったため、目地部でのひび割れが発生せず、目地部以外の箇所ではひび割れが生じていた粗雑工事である
なお、当該瑕疵については、平成28年12月9日に修補を完了している。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社NIPPOが、当局発注の「平成26年度宮崎空港エプロン改良外1件工事」において、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第2号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局
代表：Tel 092-471-6331

福岡市博多区博多駅東2-10-7
 総務部契約管理官 陶山 秀二(内線 290)
 総務部契約課長 原 蘭 章一(内線 2511)
 総務部契約課長 原 蘭 章一(内線 2511)
 契約課直通：Tel 092-476-3509